

多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

令和3年4月1日

要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらゆる差別の撤廃をめざす多度津町人権擁護に関する条例（平成7年多度津町条例第23号）の理念に基づき、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者（性的マイノリティ） 性的指向（どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が、少数派の人々のことをいう。
- (2) パートナーシップ 双方の合意に基づき、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的に共同生活を行っている又は行うことを約した一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子、父母、三親等内の親族その他家族として協力している者であって町長が認める者が、そのパートナーの双方及びそれらの者と継続的な共同生活を行っている又は行うことを約したものの関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者
 - ア パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他の自治体のファミリーシップ制度を含む。）にないこと。
 - イ パートナーシップにある者とのファミリーシップに同意していること。

ウ 15歳未満の者である場合は、当該ファミリーシップ対象者の親権者の同意を得ること。

エ 未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を一にすること。

- (5) 宣誓 パートナーシップにある双方が町長に対し、パートナーシップにあること又はファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が町内に住所を有していること。

イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に町内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していること。

- (3) 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップ（他の自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。

- (4) パートナーシップの宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）ではないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組している又はしていたことにより当該関係にある場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、町職員の立会いのもとパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、当該両者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該両者立会いのもとで他の者に代筆させ

ることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする場合（前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時にしようとする場合に限る。）は、前項各号に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) ファミリーシップ対象者が署名した宣誓書。ただし、やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認めるときは、町長が適当と認める方法により、署名に代えることができる。
- (2) ファミリーシップ対象者とパートナーシップの宣誓をしようとする者の家族関係を証明する書類その他これに準ずる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

3 前2項の規定により宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等について事前に町と調整するものとする。

（本人確認）

第5条 町長は、前条の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証又は運転経歴証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 パートナーシップの宣誓をしようとする者及びファミリーシップ対象者は、性別違和等を理由として通称名を使用している場合で、町長が適当と認めるときは、宣誓における氏名について、当該通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、当該通称名を日常生活で

使用していることが確認できる書類を町長に提示しなければならない。

- 3 前項の規定は、第4条第1項若しくは第2項の宣誓が行われるとき又は第8条の2第1項第1号、第4号若しくは第7号に該当したことにより宣誓内容等の変更の届出が行われるときに適用する。

(証明書の交付)

第7条 町長は、第4条第1項及び第2項の規定により提出された宣誓書、添付書類等により、パートナーシップの宣誓をした者又はパートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をした者（以下これらの者を「宣誓者」という。）が第3条各号及び第2条第4号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号及び様式第2号の2）又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第3号及び様式第3号の2）（以下これらを「証明書」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 町長は、宣誓者が前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書に記載するものとする。

(証明書の再交付)

第8条 前条第1項の規定による証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により町長に対し申請をすることができる。

- 2 第4条第3項及び第5条の規定は、前項の規定により再交付申請書を提出する者について準用する。

- 3 町長は、第1項の規定により再交付の申請があった場合は、証明書を再交付するものとする。

- 4 再交付の申請をしようとする者の一方又は双方が再交付申請書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該両者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

(宣誓内容等の変更)

第8条の2 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当している

ことを知ったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第4号の2。以下「内容変更届」という。）を町長に提出しなければならない。

- （1） 宣誓者の一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき。
- （2） 宣誓者の一方又は双方が町内で転居したとき。
- （3） 宣誓者の一方又は双方の電話番号に変更があったとき。
- （4） ファミリーシップ対象者の氏名又は通称名に変更があったとき。
- （5） ファミリーシップ対象者の住所に変更があったとき。
- （6） ファミリーシップ対象者の電話番号に変更があったとき。
- （7） ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき。
- （8） ファミリーシップ対象者の全部又は一部とファミリーシップを解消するとき。
- （9） ファミリーシップ対象者が死亡したとき。
- （10） ファミリーシップ対象者が第2条第4号アからエまでのいずれかに該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第5条の規定は、前項の規定により内容変更届を提出する者について準用する。

3 町長は、第1項各号（第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定により内容変更届の提出があったときは、その内容を審査し、証明書を再交付するものとする。

（証明書の返還）

第9条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第5号。以下「返還届」という。）に交付を受けた証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- （2） 宣誓者の一方が死亡したとき。
- （3） 宣誓者の一方又は双方が町外に転出したとき（単身赴任その他町長が特に認める事情により転出したときを除く。）。
- （4） 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(5) 次条第2項の規定により交付を受けた証明書の返還を求められたとき。

2 第4条第3項及び第5条の規定は、前項の規定により返還届を提出する者について準用する。

3 宣誓者の双方が死亡したときは、当該宣誓者のファミリーシップ対象者が、第1項の規定により返還届に交付を受けた証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

(返還命令)

第10条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は交付を受けた証明書を不正に利用したことが判明したときは、当該宣誓者の宣誓の証明を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により宣誓の証明を取り消した場合は、当該証明書の返還を求めるものとする。

(宣誓に関する申立て)

第10条の2 宣誓書、内容変更届及び証明書に氏名を記載されたファミリーシップ対象者は、町長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第5号の2。以下「申立書」という。)を提出することにより、証明書から当該氏名を削除するよう申立てをすることができる。この場合において、未成年の子にあっては、満15歳に達した日以後に当該申立てをすることができる。

2 第4条第3項及び第5条の規定は、前項の規定により申立書を提出する者について準用する。この場合において、第4条第3項中「前2項の規定により宣誓をしようとする者」及び第5条中「前条の規定により宣誓をしようとする者」とあるのは「第10条の2第1項の規定により申立書を提出する者」と、第4条第3項中「宣誓の」とあるのは「申立ての」と読み替えるものとする。

3 町長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、その内容を審査し、宣誓者及びその申立てをした者以外のファミリーシップ対象者に対し、交付済みの証明書の返還を求めた上で、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した証明書を交付するものとする。

(他の自治体との連携を図る場合の取扱い)

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本町に住所を異動後もパートナーシップの関係を継続しようとするときは、この条に定めるところにより、第7条第1項に定める証明書(ファミリーシップ対象者に係るものを除く。)の交付を受けることができる。

2 前項の規定による証明書の交付を受けようとする者であつて、第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者(以下「転入宣誓者」という。)は、町職員の立会いのもと、パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第6号。以下「申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、転入宣誓者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、転入宣誓者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

(1) 転出元の連携自治体が交付した宣誓に係る証明書

(2) 転出元の連携自治体から本町に転入したことを証する書面の写し

3 転入宣誓者は、前項の申告書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

4 町長は、第2項の規定による申告書において、転入宣誓者が継続申告したことを転出元の連携自治体に対して通知することに同意している場合は、遅滞なく当該自治体に通知するものとし、転入宣誓者の同意が得られない場合は、第1項に規定する証明書の交付を行わないものとする。

5 宣誓者又は転入宣誓者が連携自治体へ転出し、当該自治体に対して継続申告に係る書類として本町が交付した証明書を提出したときは、第9条の規定にかかわらず、証明書が返還されたものとみなす。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 2 4 日要綱第 5 6 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（多度津町移住促進家賃補助金交付要綱の一部改正）

2 多度津町移住促進家賃補助金交付要綱（令和 6 年多度津町要綱第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された2人又は多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和3年多度津町要綱第17号)に基づき、パートナーシップの宣誓をし、<u>証明書</u>の交付を受けた2人をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (交付の申請等)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに次に掲げる書類を添えて多度津町移住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) パートナーシップ宣誓証明書_____の写し(多度津町パートナーシップの宣誓をしている場合)</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された2人又は多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和3年度多度津町要綱第17号)に基づき、パートナーシップの宣誓をし、<u>証明書等</u>の交付を受けた2人をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (交付の申請等)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに次に掲げる書類を添えて多度津町移住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し(多度津町パートナーシップの宣誓をしている場合)</p>

<p>(4) ~ (8) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>.....略.....</p> <p><u>様式第1号 (第6条関係)</u></p> <p>【別記 参照】</p> <p>様式第2号 ~ 様式第10号 略</p>	<p>(4) ~ (8) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>.....略.....</p> <p><u>様式第1号 (第6条関係)</u> 略</p> <p>様式第2号 ~ 様式第10号 略</p>
<p>【別記】</p>	

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

多度津町長 様

住所
氏名 印
電話番号 () ー

年度多度津町移住促進家賃補助金交付申請書

年度多度津町移住促進家賃補助金の交付を受けたいので、多度津町移住促進家賃補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	賃貸住宅家賃 () 円①× () か月 合計 () 円
2 賃貸住宅家賃	種類：アパート・一戸建借家・その他 () 1か月の家賃 () 円 ー共益費等 () 円ー住宅手当等 () 円 × 1/2 = () 円② ②と20,000円のいずれか低い額 () 円※千円未満切捨て
3 転入前の状況	住所 〒 年 月～ 年 月まで在住
4 転入年月日	年 月 日
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票謄本 (続柄の記載されたもの) <input type="checkbox"/> 世帯全員の戸籍の附票又は除票 (※日本国籍を有する場合) <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書の写し (※多度津町パートナーシップの宣誓をしている場合) <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 多度津町移住促進家賃補助金誓約書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 町税に滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 前住所地において市区町村税に滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

(多度津町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の一部改正)

- 3 多度津町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱（令和7年多度津町要綱第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 遺族 次のいずれかに該当する者であつて、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(犯罪被害者とパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による<u>証明書</u>の交付を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を含む。)</p> <p>(4) 略</p> <p>・・・・・・・・略・・・・・・・・</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 遺族 次のいずれかに該当する者であつて、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(犯罪被害者とパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による<u>証明書等</u>の交付を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を含む。)</p> <p>(4) 略</p> <p>・・・・・・・・略・・・・・・・・</p>

附 則（令和 8 年 3 月 2 6 日要綱第 1 8 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱第 7 条第 1 項に規定する様式により交付されたパートナーシップ宣誓証明書は、改正後の多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 7 条第 1 項に規定する様式によるパートナーシップ宣誓証明書とみなす。

（多度津町移住促進家賃補助金交付要綱の一部改正）

- 3 多度津町移住促進家賃補助金交付要綱（令和 6 年多度津町要綱第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された2人又は<u>多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱</u>(令和3年多度津町要綱第17号)に基づき、パートナーシップの宣誓をし、証明書の交付を受けた2人をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (交付の申請等)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに次に掲げる書類を添えて多度津町移住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書</u>の写し(<u>多度津町で</u>パートナ</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された2人又は<u>多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱</u> __ (令和3年多度津町要綱第17号)に基づき、パートナーシップの宣誓をし、証明書の交付を受けた2人をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (交付の申請等)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに次に掲げる書類を添えて多度津町移住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>パートナーシップ宣誓証明書</u> _____ の写し(<u>多度津町</u>パートナ</p>

<p>ーシッフの宣誓をしている場合) (4)～(8) 略 2～4 略 ・・・・・・・・略・・・・・・・・</p> <p><u>様式第1号(第6条関係)</u></p> <p>【別記 参照】</p> <p>様式第2号～様式第10号 略</p>	<p>ーシッフの宣誓をしている場合) (4)～(8) 略 2～4 略 ・・・・・・・・略・・・・・・・・</p> <p><u>様式第1号(第6条関係)</u> 略</p> <p>様式第2号～様式第10号 略</p>
---	--

【別記】

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

多度津町長 様

住所

氏名

電話番号（ ） -

年度多度津町移住促進家賃補助金交付申請書

年度多度津町移住促進家賃補助金の交付を受けたいので、多度津町移住促進家賃補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	賃貸住宅家賃（ ）円①×（ ） か月 合計（ ）円
2 賃貸住宅家賃	種類：アパート・一戸建借家・その他（ ） 1か月の家賃（ ）円 － 共益費等（ ）円－住宅手当等 （ ）円 ×1/2＝（ ）円② ②と20,000円のいずれか低い額（ ）円※千円 未満切捨て
3 転入前の状況	住所 〒 年 月～ 年 月まで在住
4 転入年月日	年 月 日
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票謄本（続柄の記載されたもの） <input type="checkbox"/> 世帯全員の戸籍の附票又は除票（※日本国籍を有する場合） <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書の写し（※多度津町でパートナーシップの宣誓をしている場合） <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 多度津町移住促進家賃補助金誓約書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 町税に滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 前住所地において市区町村税に滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

(多度津町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の一部改正)

- 4 多度津町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱（令和7年多度津町要綱第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 遺族 次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。</p> <p>ア 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ(多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱(令和3年多度津町要綱第17号。以下「<u>パートナーシップ等要綱</u>」)という。)第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。)の関係にあり、<u>パートナーシップ等要綱</u>第7条第1項の規</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 遺族 次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害者が被害を受けた当時において、て、犯罪被害者と同居していた者をいう。</p> <p>ア 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ(多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和3年多度津町要綱第17号。以下「<u>パートナーシップ要綱</u>」)という。)第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。)の関係にあり、<u>パートナーシップ要綱</u>第7条第1項の規</p>

定による証明書の交付を受けた者を含む。)

イ 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(犯罪被害者とパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ等要綱第7条第1項の規定による証明書の交付を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を含む。)定による証明書の交付を受けた者を含む。)

(4) 略

.....略.....

定による証明書の交付を受けた者を含む。)

イ 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(犯罪被害者とパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による証明書の交付を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を含む。)の規定による証明書の交付を受けた者を含む。)

(4) 略

.....略.....

多度津町長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、(パートナーシップ ・ パートナーシップ及びファミリーシップ) であることを宣誓し、署名します。

	パートナーシップ宣誓者	
フリガナ 氏 名	<small>フリガナ</small> (氏名又は通称名)	<small>フリガナ</small> (氏名又は通称名)
	<small>フリガナ</small> (戸籍上の氏名)	<small>フリガナ</small> (戸籍上の氏名)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所 <small>(転入予定の場合は町外住所地を併記)</small>		
電話番号		

	ファミリーシップ対象者 <input type="checkbox"/>	ファミリーシップ対象者 <input type="checkbox"/>
フリガナ 氏 名	<small>フリガナ</small> (氏名又は通称名)	<small>フリガナ</small> (氏名又は通称名)
	<small>フリガナ</small> (戸籍上の氏名)	<small>フリガナ</small> (戸籍上の氏名)
生年月日	年 月 日	年 月 日
戸籍上の関係	() の	() の
住 所		
電話番号		
親権者の同意(自署) (15 歳未満の場合)	<small>フリガナ</small> (氏名)	<small>フリガナ</small> (氏名)
	(住所)	(住所)

※ やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認める場合の代筆者

_____ の代筆者 フリガナ (氏名) _____ (住所) _____
 _____ の代筆者 フリガナ (氏名) _____ (住所) _____

- 【 備考 】 1 ファミリーシップ対象者が複数人いる場合、連番 (1、 2、 3 …) を対象者の □ の枠内に記入すること。
 2 ファミリーシップ対象者が複数人 (3 人以上) となる場合は、宣誓書を複数枚使用すること。
 3 ファミリーシップ対象者が 1 5 歳未満で親権者が共同親権者の場合は、双方の氏名・住所を連署すること。

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に当たっての確認書

私たちは、多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）を行うに当たり、次の内容を確認した上で、宣誓をします。

また、次の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）を多度津町に返還します。

要綱の規定		確認事項	確認欄 (□に「レ」をつけること)
パートナーシップ	第2条	一方又は双方が性的少数者で、双方の合意に基づき、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている又は行うことを約している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
	第3条	宣誓当日において、双方が民法第4条に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
		次の①～③のいずれかに該当する。	
		① 双方が多度津町内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。
		② 一方が多度津町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に多度津町内への転入を予定している。 転入予定者（氏名）_____（転入予定日）_____	<input type="checkbox"/> ②に該当します。
		③ 双方が3か月以内に多度津町内への転入を予定している。 転入予定者（氏名）_____（転入予定日）_____ 転入予定者（氏名）_____（転入予定日）_____	<input type="checkbox"/> ③に該当します。
		双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がいない及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ（他の自治体のパートナーシップ制度を含む）にない。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
	双方が近親者の関係にない（養子縁組をしている場合を除く）。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	
ファミリーシップ	第2条	パートナーシップにある者の一方又は双方の子、父母、三親等内の親族その他家族として協力している者で、そのパートナーの双方及びそれらの者と継続的な共同生活を行っている又は行うことを約している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
		次の①～③のいずれにも該当する。	
		① パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他の自治体のファミリーシップ制度を含む）にない。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。
		② パートナーシップにある者とのファミリーシップに同意している。 15歳未満の者である場合は、当該ファミリーシップ対象者の親権者（共同親権者の場合は双方の親権者）の同意を得ている。	<input type="checkbox"/> ②に該当します。
	③ 未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を一にしている。	<input type="checkbox"/> ③に該当します。	
その他		住所要件の確認に必要な限りにおいて、町住民環境課の職員が、住民基本台帳により住所を確認することがあります。	<input type="checkbox"/> 左記について同意します。
		証明書を利用できる行政サービスの町担当課から、宣誓の有無や証明書の返還状況等について町住民環境課に問合せがあった場合は、それらの情報を提供することがあります。	<input type="checkbox"/> 左記について同意します。
		証明書を町へ返還した場合において、返還前に証明書を利用して行政サービス以外のサービスの提供を受けていたときは、当該サービス提供者に証明書を町へ返還した旨を必ず申し出て、必要な手続きを行います。	<input type="checkbox"/> 左記に該当する場合は必ず履行します。

（表）

パートナーシップ宣誓証明書

第 号

多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱
第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを
証します。

【 パートナーシップ宣誓者 】

_____ 様 _____ 様

年 月 日

多度津町長

印

(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ

多度津町は、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざしています。

この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用する場合）

_____様 _____様

特記事項（再交付した場合の交付年月日等）

【備考】1 証明書には、適宜意匠を加えることができる。

様式第2号の2 (第7条関係)

(表)

パートナーシップ宣誓証明書 第 号	
多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
【 パートナーシップ宣誓者 】	
_____ 様 _____ 様	
年 月 日	
多度津町長	印

(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ	
多度津町は、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざしています。	
この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。	
証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。	
戸籍上の氏名 :	_____ 様 _____ 様
特記事項 :	

- 【備考】
- 1 証明書には、適宜意匠を加えることができる。
 - 2 パートナーシップ宣誓者が通称名を使用する場合は、戸籍上の氏名を裏面に記載する。
 - 3 証明書を再交付した場合は、裏面の特記事項に交付年月日等を記載する。

（表）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

第 号

多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱
第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップ及びファミリーシップ
の宣誓をされたことを証します。

【 パートナーシップ宣誓者 】

_____ 様 _____ 様

【 ファミリーシップ対象者 】

_____ 様 _____ 様

年 月 日

多度津町長



(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ

多度津町は、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざしています。

この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、皆さまが人生のパートナー及び家族として協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用する場合）

【 パートナーシップ宣誓者 】

_____様 _____様

【 ファミリーシップ対象者 】

_____様 _____様


特記事項（再交付した場合の交付年月日等）

【 備考 】 1 証明書には、適宜意匠を加えることができる。

2 ファミリーシップ対象者が複数人（3人以上）となる場合は、人数に応じて様式を調整すること。

様式第3号の2 (第7条関係)

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書 第 号	
多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をされたことを証します。	
【 パートナーシップ宣誓者 】	
_____様	_____様
【 ファミリーシップ対象者 】	
_____様	_____様
年 月 日	多度津町長 

(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ	
多度津町は、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざしています。	
この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、皆さまが人生のパートナー及び家族として協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。	
証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。	
戸籍上の氏名 :	【 パートナーシップ宣誓者 】
_____様	_____様
戸籍上の氏名 :	【 ファミリーシップ対象者 】
_____様	_____様
特記事項 :	

- 【備考】
- 1 証明書には、適宜意匠を加えることができる。
 - 2 パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者が通称名を使用する場合は、戸籍上の氏名を裏面に記載する。
 - 3 証明書を再交付した場合は、裏面の特記事項に交付年月日等を記載する。
 - 4 ファミリーシップ対象者が複数人（3人以上）となる場合は、人数に応じて証明書を複数枚作成し、交付番号に枝番を付して交付するものとする。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

多度津町長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日付けで交付を受けたパートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下これらを「証明書」という。）について、次の理由により再交付を受けたいので、多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第8条第1項の規定により、申請します。

【 証明書の再交付を希望する理由 】 ※ いずれかに「レ」を記入してください。

- 紛失したため
- 毀損したため ※ 毀損した証明書を提出してください。
- その他（ ）

パートナーシップ宣誓者		
フリガナ 氏 名	(<small>フリガナ</small> 氏名又は通称名)	(<small>フリガナ</small> 氏名又は通称名)
	(<small>フリガナ</small> 戸籍上の氏名)	(<small>フリガナ</small> 戸籍上の氏名)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所 <small>(転入予定の場合は町外住所地を併記)</small>		
電話番号		

※ やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認める場合の代筆者

_____の代筆者 (フリガナ氏名) _____ (住所) _____
_____の代筆者 (フリガナ氏名) _____ (住所) _____

多度津町長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

宣誓者 氏 名
住 所
電話番号

下記のとおり変更があったので、多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第8条の2第1項の規定により、届けます。

【 基本情報 】

パートナーシップ宣誓者の 氏 名(自 署)	(氏名又は通称名)	(氏名又は通称名)
	(戸籍上の氏名)	(戸籍上の氏名)
交付番号・宣誓年月日	第 号	年 月 日
変 更 理 由		

【 変更内容（ファミリーシップ対象者の追加・解消以外） 】 ※ □には「レ」を記入

<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓者	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> ファミリーシップ対象者		
氏 名 又 は 通 称 名		
住 所		
電 話 番 号		

【 変更内容（ファミリーシップ対象者の □ 追加 ・ □ 解消 ・ □ その他 ） ※ □には「レ」を記入

対象者の氏名(自署)	(氏名又は通称名)	(戸籍上の氏名)
対象者の生年月日	年 月 日	
対象者の戸籍上の関係	() の	
対 象 者 の 住 所		
対 象 者 の 電 話 番 号		
親権者の同意(自署)(15歳未満の場合)	(氏名)	(住所)

※ やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認める場合の代筆者

_____ の代筆者 (氏名) _____ (住所) _____
 _____ の代筆者 (氏名) _____ (住所) _____

- 【 備考 】 1 ファミリーシップ対象者の変更が複数人（2人以上）となる場合は、内容変更届を複数枚使用すること。
 2 ファミリーシップ対象者が15歳未満で親権者が共同親権者の場合は、双方の氏名・住所を連署すること。

年 月 日

多度津町長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届

年 月 日付けで交付を受けたパートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下これらを「証明書」という。）について、多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、返還します。

【返還理由】 ※ いずれかに「レ」を記入してください。

- パートナーシップを解消したため
- パートナーが死亡したため

※ 双方が死亡した場合は、ファミリーシップ対象者が証明書を添えて提出してください。

- パートナーの一方又は双方が多度津町から転出したため
- 要綱第3条第3号に該当しなくなったため
- 要綱第10条第2項の規定により交付を受けた証明書の返還を求められたため

パートナーシップ宣誓者		
フリガナ 氏 名	(氏名又は通称名)	(氏名又は通称名)
	(戸籍上の氏名)	(戸籍上の氏名)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所地 <small>(転出の場合は新住所地)</small>		
電話番号		

※ やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認める場合の代筆者

_____の代筆者 ^{フリガナ}(氏名) _____ (住所) _____

_____の代筆者 ^{フリガナ}(氏名) _____ (住所) _____

様式第5号の2（第10条の2関係）

年 月 日

多度津町長 様

申立者 氏 名
住 所
電話番号
生年月日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第10条の2第1項の規定により、次のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書から私の氏名を削除するよう申し立てます。

【 確認事項 】

パートナーシップ宣誓者			
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏名又は通称名		
	フリガナ 戸籍上の氏名		
住 所			
電 話 番 号			
交付番号・宣誓年月日		第 号	年 月 日

【 内容 】

削除申立の理由	
---------	--

【 備考 】 1 申立者本人に交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書を添付して提出すること。

年 月 日

多度津町長 様

パートナーシップ宣誓継続申告書

多度津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

※ □には「レ」を記入すること。

パートナーシップ宣誓者		
フリガナ 氏名	<small>フリガナ</small> (氏名又は通称名)	<small>フリガナ</small> (氏名又は通称名)
	<small>フリガナ</small> (戸籍上の氏名)	<small>フリガナ</small> (戸籍上の氏名)
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所地		
新住所地	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定
	(転入予定日：)	(転入予定日：)
電話番号		
確認事項	<input type="checkbox"/> 一方又は双方が性的少数者であり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を継続している。	
	<input type="checkbox"/> 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がない。	
	<input type="checkbox"/> 継続申告があったことを、多度津町から転出元（旧住所地）の自治体に対して通知することに同意する。	

※ やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認める場合の代筆者

_____の代筆者 フリガナ (氏名) _____ (住所) _____

_____の代筆者 フリガナ (氏名) _____ (住所) _____